

年金審議会意見等における年金業務に関する主な指摘事項

- 効率的・効果的な業務処理体制の確立
- 支払、年金相談など被保険者・受給者サービスの向上
- 国民年金第1号被保険者の未加入・滞納解消への取組
- 公的年金の意義役割の周知、積極的な広報・教育
- 国民年金保険料を納付しやすい環境の整備
- 免除制度の仕組の改善、未納者に対する徹底した納付督促活動、強制徴収を確実に行う仕組の構築
- 個人に対して定期的に、被保険者記録、納付実績、年金見込額等の年金個人情報を提供する体制の構築
- 厚生年金の適用・徴収業務において、現場の状況をモニターしながら、制度の適正性を維持すべく不断に見直し続ける体制の構築

(参考) 年金業務における柱：「適用」「徴収」「給付の実施」「相談」

※ この他、現在「記録問題」への対応を実施

厚生年金保険制度改正に関する意見（昭和58年7月15日）
－社会保険審議会厚生年金保険部会－（抜粋）

2. 具体的な改正事項について

- 今後、制度の成熟化が進み、年金が老後の所得保障の支柱として定着することに伴い、業務の迅速的確な処理はもとより、年金相談の充実、年金の支払回数の改善等行政サービスの向上に対する国民の要請は一層強まっていくと思われる。一方、業務量は確実に増大していくことになるので、このような国民の要請に応じられるよう、要員の確保、養成に努めるとともに、電算組織を総合的に活用したオンラインシステムの早期完成を図る等近代的、かつ、効率的な業務処理体制を確立すべきである。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見（昭和63年11月29日）
－年金審議会－（抜粋）

- 事務処理体制については、将来の毎月支払への対応、年金相談を含めた被保険者、受給者サービスの向上を図るため、今後ともその一層の改善充実に努めるべきである。
なお、年金の支払回数の改善については、当面、現行年4回支払となっている厚生年金、基礎年金等についても、できるだけ早期に年6回支払を実施すべきである。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見（平成5年10月12日） —年金審議会—（抜粋）

Ⅱ 財政再計算に伴う具体的改正事項について

<適用・その他の給付>

- 公的年金制度の基盤である基礎年金については、自営業者等の第1号被保険者の未加入、滞納の解消が大きな課題となっている。これに対しては、公的年金の意義役割の周知や保険料を納付しやすい環境づくりを進める等十分な対策を講ずるべきである。また、基礎年金番号の導入により、制度間の情報交換体制の整備等年金現業業務の改善を行い適用漏れを防止し年金権の確保を図るとともに、年金相談等の受給者サービスの一層の向上に努めるべきである。さらに、極力基礎年金の受給に結び付けるために、70歳まで国民年金に任意加入できる途を設けるべきである。

<その他>

- 公的年金の広報については、公的年金制度の基本理念について国民の幅広い理解や信頼感を得ることが必要であり、特に、次世代の担い手である学生等の若年層に重点を置きながら積極的な広報を行う必要がある。

Ⅲ 一元化への対応について

- （被用者年金制度の一元化は）国民にとっては、各制度が分立していることによる不便さが解消され、加入者、受給者サービスの向上が図られることが重要であり、この観点から、年金現業業務の一元化の推進が必要である。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見（平成10年10月9日） —年金審議会—（抜粋）

Ⅱ 次期制度改正に当たっての基本的考え方

<公的年金の意義・役割についての広報・教育>

- 公的年金の意義・役割については、その基本理念が単なる個人貯蓄や私的保険とは異なり、社会連帯で高齢期の所得保障を行う制度であること、制度に加入し保険料を納付することは、国民の義務であるとともに、年金を得るための権利でもあるということについて、国民の幅広い理解や信頼を得ることが年金制度の安定を図る上で、何よりも重要である。今回の年金制度の見直しに当たっては、学生の意識調査を初めて実施するなど新規の取組みも行われたが、今後一層、公的年金の意義・役割や次期制度改正の内容について、次世代の担い手である学生等の若年層に重点を置きながら積極的な広報を行う必要がある。また、公的年金が社会経済全般の中で果たしている機能と役割について学校教育を通して啓発していくことも重要である。

Ⅲ 次期制度改正の個別検討項目についての考え方

(1) 公的年金について

<年金現業業務について>

- 年金制度の安定と国民の信頼確保のためには、制度的な対応と併せて、国は保険者として、年金事業の効率的な運営を図り、国民年金の第1号被保険者の未納、未加入問題の解消等事業運営上の一層の強化が求められる。具体的には、昨年導入した基礎年金番号を活用するとともに、被保険者情報の把握のための新たな仕組みについて検討する必要がある。また、制度に対する正しい理解を得るための広報や情報提供活動を一層充実するとともに、納付督促の着実な実施や保険料納付に際しての利便性を向上させるための措置を講ずべきである。さらに、未納、未加入者に対しては、制度的対応も含めて強化を図ることを検討すべきであるとの意見があった。

年金制度改正に関する意見（平成15年9月12日）
－社会保障審議会年金部会－（抜粋）

IV. 公的年金制度の運営

(1) 国民年金保険料の徴収

- 国民年金は国民皆年金の基本であることから、国民年金の未納・未加入問題は、制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹をゆるがしかねない重大な問題であり、制度面の整備を含めて徹底した対応を図るべきである。

厚生労働省においても、厚生労働大臣を本部長とする「国民年金特別対策本部」を本省及び地方社会保険事務局に設置し、今後5年間で納付率80%という目標の下に、全省を挙げて、(1)要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに、(2)保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、着実な収納体制の確立に取り組むこととしているが、具体的には、以下の取組を徹底すべきである。

- ① 国民に対して、年金広報や年金教育を強化し、制度の意義・役割、更に保険料納付の有利さ、大切さについて正しく理解してもらうとともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図るべきである。
- ② 現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。
- ③ 未納者に対して、徹底した納付督促活動を行うとともに、制度的対応も含め、口座振替の促進など納付しやすい環境づくりや、地域に根ざした納付協力組織の活用などによる収納活動を強化すべきである。
- ④ 度重なる納付督促によっても納付義務を果たさない者に対しては、強制徴収の実施により世代間連帯の下の納付義務の履行を求めるとともに、強制徴収を確実にを行うための仕組みを構築すべきである。

なお、この点について、保険料と税の一体的な徴収について検討すべきであるとの意見があった。

- このほかにも、税制の面で、未納者に対しては、国民年金保険料の社会保険料控除が行われないう納付額に関する書類の添付を義務付けることが必要であり、また、個人年金の保険料控除の適用を除外することも検討すべきである。

さらに、国民健康保険被保険者証の取得・更新の際に国民年金保険料の納付実績等の提出等の義務付けを検討すべきではないかとの意見があった。

また、納付の意欲を持たせるため、定期的に納付実績や将来の受給見込みなどについて自ら確認できる仕組みを構築し、保険料納付を促進していくことも必要である。

(2) 制度の理解を深めるための取組

- 現役世代、特に若い世代の年金不信や不安を解消するため、また、年金制度に対する理解と信頼を高めるため、将来の年金給付を実感できる分かりやすい仕組みや運営が必要である。

このような観点から、個人に対して被保険者記録や年金見込額等の年金個人情報を提供する体制を整備すべきであり、とりわけ、年金個人情報提供に向けた当面の取組を確実に実施すべきである。

また、社会保険事務所は、受給者や被保険者に対し最も身近な機関として、的確で丁寧な相談や情報の提供に一層努力すべきである。

- ① 社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引下げ（58歳以上を50歳以上とする）
- ② 58歳以上の者に対する被保険者記録・年金見込額の直接通知
- ③ インターネット等を利用した年金個人情報の提供

- さらに、被保険者個々人が自らの拠出実績を確認し、将来受給する年金が着実に増加していくことを実感できるように、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化する仕組み（ポイント制）を導入することについても、個人への情報提供の在り方や費用等の留意点を踏まえつつ検討すべきである。

- また、学校教育での年金制度や社会保障制度についての教育の充実などを通じ、子どもの時から、年金制度の意義や役割についての理解を深める取組が必要である。

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書の概要

1. 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会

本年10月6日に、標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関する調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討を行うために設置。委員は次の4名

委員長	野村 修也	(中央大学法科大学院教授、弁護士)
委員	國廣 正	(国広総合法律事務所、弁護士)
委員	久保利英明	(日比谷パーク法律事務所、弁護士)
委員	郷原 信郷	(桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士)

2. 調査の前提

厚生年金記録の不適正処理とは、適用事業所の実態(被保険者の数、加入期間、標準報酬月額などの正しい状況)を反映しない年金記録の処理を行うことをいう。不適正処理には、将来に向けたもの(偽装脱退等)と遡及訂正を伴うものがある。不適正な遡及訂正には、標準報酬月額の遡及訂正と加入期間の遡及訂正がある。

不適正な遡及訂正は、事業所の滞納保険料を帳消しにする効果。加入期間の遡及訂正の場合は、年金受給資格や健康保険との関係から問題が生じる恐れ。一方、標準報酬月額の遡及的訂正の場合、加入期間には影響しないが、低い年金しかもらえないとの被害

事業主のみ標準報酬月額を引き下げの場合であっても、将来の年金給付の見返りとして本来支払うべき保険料の免除となり、許されるものではない。

職員の行為の悪質性としては、次の3類型

- ・虚偽記載実行型(資格喪失届出書を自ら作成等)や虚偽記載指南型(標準報酬月額の引き下げ幅等を計算し、事業主に教える等) 悪質
- ・認識型(実態に合わないことを認識しながら遡及訂正に応じる)や認識可能型(実態に合わないことを認識できたにもかかわらず、十分な確認をしないまま遡及訂正に応じる) 不当
- ・管理責任型(確認できないまま事業主に騙されたままの状況が放置された場合) 社会保険庁の管理に問題

6.9万件(不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録)から被害状況を見ると、

全事業所数は 4.2 万。このうち、4 名以上の記録が遡及訂正されている事業所が 2,782 事業所、10 名以上の事業所が 766 事業所存在

本調査委員会は、データ分析、ホットラインを通じた情報収集、ヒアリング(計 69 名)の実施、厚生労働省幹部等・社会保険庁職員等への書面による調査等の調査を実施

3 . 調査結果と推論

6.9 万件(不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録)のデータから見た傾向分析

- ・地域的には、埼玉県、東京都、愛媛県が多い。
- ・時系列的には、平成 5 ~ 7 年に大量発生。平成 11 年に大幅に減少し、平成 16 年から更に減少。これらの減少は、その時に発生した不祥事等への対応策によるものと考えている。

社会保険庁職員等に対する書面調査結果

- ・厚労省幹部職員等への調査では、直接不適正な遡及訂正事案を知っていると回答する者はいなかった(間接的、又は調査担当者として知っている者あり。)
- ・元社会保険庁長官への調査では、在任時に、不適正な遡及訂正を知っていたとの回答を行っている者はいなかった。
- ・社会保険庁職員等に対する調査においては、不適正処理に関与したことがある旨の回答を行った者や、他の職員が不適正処理を行っていたことを知っている旨の回答を行った者が存在した。しかしながら、その中には、質問事項を誤解して回答しているものも含まれており、また、その中の一部からヒアリングしたところ、非難可能な諸類型に該当する事例は見出せなかった。

ヒアリング結果

- ・事業主だけの遡及訂正を行った案件について、社会保険事務所職員の関与が疑われる具体的事案を示してヒアリングを行なったが、大部分の職員は、不適正な遡及訂正に関与したことを明確には認めなかったものの、一部には認める職員もいた。従業員案件についても、滞納処分票の記載から従業員が巻き込まれている疑いが強い具体的事案を示してヒアリングを行う等したところ、不適正な遡及訂正に関与したことを明確に認めた職員はいなかったものの、滞納処分票の記載等から不適正な遡及訂正を行ったと認めざるを得ない旨の供述を行った職員も認められた。

推論

- ・不適正な遡及訂正が行われた経緯について、ヒアリング結果等から不適正な遡及訂正の分類ごとに推論。調査対象となった事案の中には、標準報酬月額を遡及訂正した結果、滞納保険料が限りなくゼロ近くまで減少している事案等が少なからず見られた。上司の関与については、社会保険事務所の上司については、相当数の不適正な遡及訂正を認識し得たものと考えられる。都道府県社会保険事務局においても、特別徴収官が個別相談を受けることを通じて、実態に合わない可能性がある事案を認識し得たと考えられる。
- ・滞納保険料を帳消しにするために、滞納に陥っている事業所の事業主の記録を遡及訂正することは、少なくとも一部の社会保険事務所では、「仕事の仕方」として定着していたものと考えられる。従業員の記録に手をつけるのは御法度という発言が多いが、中には、従業員の記録を訂正する者もいた。

発生原因と背景

(厚生労働省)

- ・厚生年金保険料を納めなくても年金がもらえる仕組みや、添付書類の不十分性が原因の一つ。従業員案件については、従業員に事業主が連絡する仕組みの不合理性や、不服申立機会の不十分さも要因。さらに、昭和 60 年の厚生年金保険法改正に基づく適用事業所の拡大時の対応や、中小零細企業の事業主の「報酬」の意義を明確にする努力を怠ったことは、不適正な遡及訂正を蔓延させる温床となった。

(社会保険庁本庁)

- ・昭和 60 年の厚生年金保険法改正による零細企業に対する強制適用により、現場での混乱を把握し、マニュアル整備や研修充実による適正化を図る必要があった。また、「報酬」定義の明確化が図られた形跡は無い。
- ・収納率（徴収率）が下がらないように現場に対するプレッシャーを強めた。

(社会保険事務局及び社会保険事務所)

- ・事業主の懇願や、滞納整理業務・強制徴収業務に対する消極的態度が原因の一つ。また、バブル崩壊による滞納事業所の増大や、案件抱え込みへのプレッシャーも原因と考えられる。このような中で、事業主分については「仕事の仕方」として対着し、従業員分へ波及していった。

刑事告発の可能性について検討したが、虚偽公文書作成罪、背任罪等は成立しうるが、今回の調査の中では、刑事告発できる事件は見つからなかった。

4 . 評価

公的年金制度は、生活基盤を支える安心の源であり、社会保険庁が行う業務は、将来に向けた国家の約束を実現するための根幹をなす業務

厚生年金制度を所管する厚生労働省は、上記の社会保険庁のミッションが適切に果たせるよう、現場の状況をモニターしながら、制度の適正性を維持すべく不断に見直し続ける必要があるが、これを怠っていた。

社会保険事務所の現場においては、面倒な手続を回避する姿勢が蔓延していたと見られ、時には、報酬に引き下げを申し出るようにし向けるなど、度を越した対応も見られた。

社会保険庁本庁においては、例えば、昭和 60 年改正時の適用事業所の拡大時において、十分な対応策を講じていないなど、業務の改善と監督が不十分であった。その一方で、収納率維持へのプレッシャーを強めたことが、不正の助長を招いた。

今後の信頼回復のためには、早急な記録の回復や、制度面の検討も必要

「組織性」については、社会保険庁本庁からの指示等は見つからなかったが、社会保険事務所の現場レベルでの「組織性」は存在していたと見ることができる。

今後、個別事案に関係した職員の処分に向けて、内部調査が必要であるが、その際、従業員の記録の遡及訂正を行ったケースや、極端な等級引き下げを長期間遡って行ったケースは厳しく非難されるべきものであり、懲戒処分を検討すべき。また、職員の関与の度合いの観点や、現場レベルの「組織性」も踏まえて、懲戒処分が行うことが必要

また、企画立案や監督に関する不備についても、相応の処分を行うべき。